

大学等と連携した
行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業

募 集 要 項

令和 8 年 5 月

【東京都・一般財団法人 GovTech 東京】

大学等と連携した行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業

募集要項

目次

1	目的	3
2	本事業の概要	3
3	本事業の範囲等	6
4	大学等の知見の提供及び支援の具体的な内容	6
5	成果の報告	7
6	申請要件	7
7	応募の手続	8
8	審査方法・結果通知	10
9	知的財産権の取扱い	12
10	問合せ先及び資料提出先	12

1 目的

東京都（以下「都」という。）では、令和7年7月に策定した「東京都 AI 戦略」において、多様な主体との AI 利活用促進を掲げ、大学や研究機関等と連携し、共同研究や開発を推進することとしている。

近年、大規模言語モデルは急速に発展しており、広範なデータに基づく汎用的な大規模言語モデルが多様な分野で幅広く活用されている。

都でも利便性の高い汎用的な大規模言語モデルの利活用が進んでいる一方、行政は法令や行政文書等で用いられる専門用語、特有の言い回しや独自の概念が存在するため、汎用的な大規模言語モデルによりハルシネーション（AI が事実と異なることをもって明らかに回答すること）等が発生しやすい状況となっている。

また、行政は住民の権利義務等に直結し説明責任を負うことから、都民の信頼を得るため、回答の根拠や判断の過程を示すなど、誤りの検証・是正が可能な透明性の高い AI モデルが求められる。

そこで、大学等と連携した行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業（以下「本事業」という。）では、安全かつ効果的に管理・運用できる環境の下、行政の専門知識に特化し、正確性や透明性等が確保された行政特化型国産 AI モデル※を構築・実証する。

本要項は、本事業の実施及び応募に必要な事項を定めるものである。

※ 行政特化型国産 AI モデルとは、行政に関する法令や専門知識、その他の行政固有のデータを学習し、行政業務の支援に特化して構築された、言語モデルを含む一連の仕組みをいう。

2 本事業の概要

(1) 公募概要

本事業では、行政に関する法令や専門知識等を学習し、行政業務の支援に特化した行政特化型国産 AI モデルを構築・実証するため、行政特化型国産 AI モデルの構築・実証に必要な知見を有する大学等の研究機関（以下「大学等」という。詳細は「6 申請要件」を参照。）を公募し、都及び一般財団法人 GovTech 東京（以下「財団」という。）と連携した共同研究を実施する。

なお、採択予定数は1者とし、応募が1者のみの場合でも審査を実施の上、基準に満たなければ不採択とする。

採択された大学等は、都及び財団との三者間で本事業の実施に関する協定（以下「三者協定」という。）を締結するものとする。

また、大学等には、「(3) 構築・実証費用」で定める行政特化型国産 AI モデルの構築・実証に必要な費用を財団から支払う。

(2) 構築・実証期間

令和8年7月頃（三者協定で定める日）から令和10年3月31日まで

(3) 構築・実証費用

ア 費用上限額

令和8年度：110,000千円（税込）

※令和9年度に係る費用については、令和8年度の事業成果等を踏まえ、都及び財団と別途協議の上定めるものとする。

イ 対象費用

対象となる費用は、以下のとおりとする。

(ア) 対象費用

- a 人件費（本事業に必要な範囲で交通費その他一切の費用を含む）
- b 設備費（行政特化型国産 AI モデル構築に直接必要な計算資源の利用料等）
- c その他（事業の遂行に直接必要と認められる費用で都及び財団が承認したもの）

(イ) 対象外費用

- a 建物等の施設整備費及び土地の取得費用
- b 飲食費及び接待費
- c 本事業に直接関係しない一般管理費

ウ 支払方法

三者協定に基づき財団と別途契約等を締結し、当該契約等により支払いを行う。

エ 費用計画

協定期間中及び協定期間終了後の費用計画等については、「公募申請書(詳細)」(Excel 様式)の所定欄に記入すること。

(4) 都の役割

- ア 本事業における全体調整
- イ 対象となる行政業務分野の選定
- ウ 行政データ等の提供

(5) 財団の役割

- ア 行政特化型国産 AI モデルの構築・実証
 - イ 本事業の統括
 - ウ 生成 AI プラットフォーム「A1（えいいち）」（以下「A1」という。）※と行政特化型国産 AI モデルのシステム連携及び利用環境の整備
- ※ 「A1」とは、財団が Dify をベースとして、都の職員向けに構築・運用する AI 利活用基盤をいう。本基盤は、チャット型の利用者インターフェース、業務ワークフローの実行機能及び複数の AI モデルを統合的に管理する API ゲートウェイを備える。

(6) 大学等の役割

- ア 行政特化型国産 AI モデルの構築・実証に必要な AI に係る知見の提供
 - イ 財団と連携した行政特化型国産 AI モデルの構築・実証支援
- ※ 詳細は「4 大学等の知見の提供及び支援の具体的な内容」を参照。

(7) 連絡会議

都、財団及び大学等は、本事業の円滑な遂行を図るため、原則として月1回、事業の進捗状況、課題等について協議する連絡会議を開催するものとする。連絡会議の運営に関し必要な事項は、三者協定締結後別途協議の上定める。

(8) 留意事項

ア 秘密の保持

大学等は、本事業の実施に当たり、都又は財団から秘密である旨表示がなされて開示された資料及び情報のほか、本事業に関連して知り得た個人情報並びに都及び財団の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱うものとする。秘密情報は、本事業の遂行目的のみに使用し、開示当事者の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しないこと。ただし、以下のいずれかに該当する情報はこの限りでない。

- (ア) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの。
- (イ) 開示を受けた時にすでに自己が保有していたもの。
- (ウ) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの。
- (エ) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの。

なお、政府機関又は裁判所の命令により開示を命令された情報に秘密情報が含まれる場合、可能な限り開示当事者に事前に通知の上、必要最小範囲に限り開示できるものとする。この場合は開示先においても秘密として取り扱われるように努めるものとする。

イ 行政データ等の取扱い

大学等は、本事業の実施に当たり都から提供を受けた行政データその他本事業の遂行に関して提供されたデータ（以下「行政データ等」という。）について、以下の事項を遵守すること。

なお、行政データ等のうち秘密情報に該当する場合は、前号の規定に従うものとする。

- (ア) 行政データ等は、本事業の目的以外に使用しないこと。
- (イ) 行政データ等を第三者に提供し、又は開示しないこと。ただし、本事業の遂行に必要な場合はこの限りでない。
- (ウ) 行政データ等の保管について、適切なアクセス制限及び暗号化その他の安全管理措置を講じること。
- (エ) 行政データ等に係る情報セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに都に報告し、その指示に従うこと。
- (オ) 本事業の終了後速やかに、都の指示に従い行政データ等を都に返却し、又は都の指示する方法により確実に消去すること。消去した場合は、消去が完了した旨を都に書面により報告すること。

ウ 公平性及び透明性の確保

大学等は、行政特化型国産 AI モデルの構築・実証支援に当たり、行政特化型国産 AI モデルの公平性及び透明性の確保に努めること。

3 本事業の範囲等

都、財団及び大学等は、都における実際の行政実務で活用可能な行政特化型国産 AI モデルを構築・実証する。詳細は別紙「事業範囲等詳細」を参照すること。

4 大学等の知見の提供及び支援の具体的な内容

大学等は「2 本事業の概要」に記載の役割に基づき財団の統括の下、「3 本事業の範囲等」に記載の内容を満たすよう、以下のとおり知見の提供及び支援を実施すること。

(1) 作業工程の整理及び課題対応支援

大学等が実施する知見の提供及び支援の作業工程を整理し、都及び財団が行う事業全体の進捗管理に協力すること。

また、知見の提供及び支援の中で発生した課題について情報を都及び財団に共有し、解決に向けた助言を行うこと。

(2) 要件定義、設計支援

行政特化型国産 AI モデルの要件定義、設計を財団と共に実施すること。

(3) 検証・評価計画策定支援

行政特化型国産 AI モデルの検証手法、評価指標及び評価結果に基づく改善プロセスを財団と共に計画、設計すること。評価指標は定量・定性の両面から構成し、継続的な品質向上が可能な仕組みとすること。

また、都及び財団と連携し、都の業務を実際に所管する職員が参加する検証・評価の計画を策定すること。

(4) 構築支援

設計に基づき、行政特化型国産 AI モデルの構築を財団と共に実施すること。

(5) モデル学習支援

都から提供された行政データ等を、協定締結後の初期の段階で速やかに確認し、行政特化型国産 AI モデルの学習手法の検討を行うこと。検討結果に基づき、行政特化型国産 AI モデルの学習を財団と共に実施すること。

なお、学習データの加工に当たって言語モデルを使用する場合は、オプトアウト等の適切な設定を行った上で、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準を準拠した環境で利用可能な言語モデルを用いること。

(6) 検証・評価支援

策定した検証手法、評価指標及び改善プロセスの計画、設計に基づき、都及び財団と連携し検証・評価を実施すること。

(7) 財団環境への移行支援

構築した行政特化型国産 AI モデルの財団環境への移行及び移行後の動作検証を支援し、正常な動作を担保すること。

(8) その他事業要件を満たすための内容

その他、「3 本事業の範囲等」に記載の内容を満たすために必要な知見の提供及び支援を実施すること。

5 成果の報告

本事業では、構築・実証の成果について、都、財団及び大学等が共同でとりまとめを行うものとする。

(1) 成果報告

年度毎に、都、財団及び大学等は共同で成果をとりまとめるものとする。大学等はその作成に必要な資料の整理を担うものとし、とりまとめの内容には行政特化型国産 AI モデルの評価結果を含めること。

(2) 知見の提供

大学等は、前項のとりまとめに際し、以下を都及び財団に知見として提供するものとする。

ア 本事業において得られた学習済みの言語モデル

イ 本事業で使用した学習データ（加工等を行ったデータを含む。）

ウ 技術報告書（システム構成、学習過程、検証・評価結果等を含む。）

エ その他、関連するドキュメント

(3) 成果の公開

大学等は、本事業の成果について都及び財団と協議の上、学術的な発表（論文発表、学会報告等）を行うことができるものとする。ただし、公開に当たっては、秘密情報の保護に留意し、事前に都及び財団に協議するものとする。

6 申請要件

(1) 応募資格

本事業に応募できる者は、以下の全ての要件を満たす大学等とする。

なお、複数の大学等が共同に応募する場合は、幹事大学を定め、幹事となる大学等が代表して申請を行うこと。この場合、全ての構成機関が要件を満たすこと。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（大学院を含む。）若しくは高等専門学校又はこれらに附属する研究機関等（国立大学法人、公立大学法人又は学校法人が設置するものに限る。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 国又は地方公共団体から補助金等の返還命令を受けている場合は、当該返還が完了していること。

オ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 研究代表者の要件

ア 応募する大学等に所属する常勤教員（特任教員を含む。ただし、事業期間中の在職が確実であること。）であること。

イ 本事業の全期間を通じて、研究の総括及び事業の管理を行えること。

ウ 大規模言語モデルの研究開発に関する十分な知見及び実績を有すること。

7 応募の手続

(1) 事業開始までのスケジュール

事項	時期
公募期間	令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）～同年 6 月 12 日（金曜日）正午
質問期間	令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）～同年 5 月 21 日（木曜日）
質問回答	令和 8 年 5 月 26 日（火曜日） 目途
応募意向 表明期間	令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）～同年 6 月 1 日（月曜日）正午
プレゼン審査	令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）～同年 6 月 24 日（水曜日）
採択結果通知	令和 8 年 6 月下旬
協定締結	令和 8 年 6 月下旬から同年 7 月上旬
事業開始	令和 8 年 7 月上旬から

※スケジュールについては状況により変更する場合がある。

※応募後に辞退する場合は、速やかに問合せ先にその旨を連絡すること。

(2) 公募に関する質問方法

質問がある場合には以下のとおり質問票を提出すること。

ア 提出締切：令和 8 年 5 月 21 日（木曜日）

イ 提出方式：電子メール

メール件名は以下に統一すること。

【行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業】質問票提出：大学等名※

※「大学等名」部分は、大学等名を記入すること。

ウ 回答一覧の公開

令和 8 年 5 月 26 日（火曜日）を目途に、デジタルサービス局ホームページ上にて回答一覧を公開する（質問者の組織名や名前等は掲載せず、匿名の状態で開催する）。

(3) 応募意向表明に関する提出書類

本事業へ応募を検討する大学等は応募意向表明届を提出すること。

ただし、応募意向表明届の提出後、公募期間中に応募を辞退することも可能とする。

ア 提出書類一覧

提出書類名	書式
応募意向表明書	Word (テンプレート)

※テンプレートはデジタルサービス局ホームページよりダウンロードすること。

イ 提出締切

令和8年6月1日(月曜日) 正午厳守

ウ 提出方式：電子メール

メール件名は以下に統一すること。

【行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業】 応募意向表明書提出：大学等名※

※「大学等名」部分は、大学等名を記入すること。

(4) 公募に関する提出書類

ア 提出書類一覧

提出書類名	書式
公募申請書	Word (テンプレート)
公募申請書 (詳細)	Excel (テンプレート)
提案書	PowerPoint (テンプレート)

※テンプレートはデジタルサービス局ホームページよりダウンロードすること。

イ 提出期限

令和8年6月12日(金曜日) 正午厳守

ウ 提出方式：電子メール

メール件名は以下に統一すること。

【行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業】 提案書類提出：大学等名※

※「大学等名」部分は、大学等名を記入すること。

(5) 提案書作成における注意事項等

ア 注意事項

(ア) 提案書のページ数は、20 ページ程度までとし、ページ番号を記載すること。

(イ) 公平性の観点から、大学等名、ロゴマーク、背景色等から大学等が特定及び類推できる記載を行わないこと。

イ 記載事項

提案書には、次の内容を順番にすべて記載すること。体裁等は「提案書参考フォーマット」を参考とすること。

(ア) 提案概要

(イ) 本事業の目的に対する具体的アプローチ

- ・行政特化型国産 AI モデルの構築・実証という本事業の目的に対し、都や財団との連携を踏まえ大学等が行う「知見の提供」及び「構築・実証支援」の具体的な内容
- (ウ) 作業工程の整理及び課題対応
 - ・大学等が実施する知見の提供及び支援の作業工程
 - ・課題対応手法
 - ・知見の提供及び支援に必要な体制
ただし、「知見の提供及び支援に必要な体制」に関しては個人名等の大学等が特定及び類推できる記載は行わず、役職や保有する過去の実績や知見等の強み等を記載することで、必要な体制を満たしていることを証明すること
- (エ) 言語モデルの研究・構築実績
 - ・日本語言語モデルに関する研究（論文発表等）実績
 - ・特定業務に特化した AI モデルの構築・導入の実績
- (オ) 行政特化型国産 AI モデルの構成
 - ・AI モデルの構成（アーキテクチャ、モデル実装要素等）
 - ・一部海外製品を利用する場合、対象製品の選定理由及び利用方法
- (カ) 構築・実証手法
 - ・要件定義、設計、構築、モデル学習、検証・評価等の各工程における具体的な手法
- (キ) 機能要件・非機能要件の実現性
 - ・すべての機能要件・非機能要件を満たすための技術的な手法
- (ク) 業務の AI への適合手法
 - ・対象業務の実態や課題を把握するためのアプローチ
 - ・把握した業務の実態や課題の AI モデルへの適合プロセス
- (ケ) その他本事業の目的達成等に資する事項
 - ・本事業に資する大学等の独自の強み、知見及びコミュニティ等

8 審査方法・結果通知

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査委員会において、提案書に基づきプレゼン審査を実施する。

なお、提出書類の不足や、「7 応募の手続」の注意事項等を満たしていないと判断されたもの等、書類に不備があった場合には審査対象外とする。ただし、軽微な不備については、都及び財団が定める期限までに補正を求めることがある。

また、提出期限後の修正、選定方法及び審査結果に関する個別の問合せは認めない。

(2) 審査項目

審査項目		観点
事業		
1	本事業の目的に対する具体的アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的の達成に向けて、都や財団との連携を踏まえた上で、大学等が担う「知見の提供」及び「構築・実証支援」の手法やプロセスが具体的かつ妥当か
2	作業工程の整理及び課題対応	<ul style="list-style-type: none"> 大学等が実施する知見の提供及び支援の作業工程が具体的であり、実現可能な内容となっているか 課題対応手法が適切か 知見の提供及び支援に必要な体制が整っているか
3	言語モデルの研究・構築実績	<ul style="list-style-type: none"> 日本語言語モデルに関する研究（論文発表等）実績の有無及び多寡 特定業務に特化した AI モデルの構築・導入の実績の有無及び多寡
技術		
1	AI モデルの構成	<ul style="list-style-type: none"> AI モデルの構成（アーキテクチャ、モデル実装要素等）が適切か 一部海外製品を利用する場合、対象製品の選定理由及び利用方法が適切か
2	構築・実証手法	<ul style="list-style-type: none"> 要件定義、設計、構築、モデル学習、検証・評価等の各工程における手法が具体的かつ適切か
3	機能要件・非機能要件の実現	<ul style="list-style-type: none"> 機能要件及び非機能要件を満たすための技術的な手法が具体的かつ実現可能か
4	業務の AI への適合手法	<ul style="list-style-type: none"> 対象業務の実態や課題を把握するためのアプローチが具体的かつ適切か 把握した業務の実態や課題を、AI モデルの設計や学習等へ適合させるためのプロセスが具体的かつ適切か

(3) 採択の決定

別途定める審査委員会による審査を踏まえ、採択する 1 者を決定する。その際都及び財団は必要な条件を付することができる。

(4) 結果通知

結果は、大学等に対し電子メールで個別に通知するとともに、デジタルサービス局ホームページ等で公表する。

(5) 採択の取消し

都及び財団は、採択された大学等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ア 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- イ 正当な理由なく事業の遂行に著しい支障が生じ、又は事業の遂行が困難と認められるとき。
- ウ 法令又は本要項に定める事項に違反したとき。
- エ 三者協定に定める義務に違反したとき。
- オ その他都及び財団が本事業の適正な遂行上不適当と認めたとき。

9 知的財産権の取扱い

(1) 権利の帰属

- ア 本事業において得られた行政特化型国産 AI モデル及び加工等を行った学習データに係る権利は、都又は財団に帰属するものとする。
- イ 前号に定めるもののほか、本事業により得られた知見に係る知的財産権は、各当事者の寄与の割合にかかわらず、大学等に帰属するものとする。
- ウ 上記の権利関係について疑義が生じた場合は、三者で協議の上、帰属について別に定めるものとする。

(2) 知的財産権の利用

都及び財団は、原則、前項イに定める本事業により得られた知見に係る知的財産権を無償で利用（複製、翻案及び公衆送信に係る再許諾権を含む。）できるものとする。大学等からの利用許諾等の手続については、三者協定締結後別途協議の上決定する。

(3) 第三者の権利の不侵害

大学等は、本事業の実施及び成果物が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう最大限の注意を払うものとする。

10 問合せ先及び資料提出先

東京都デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課

担当：高下、茂木、田島、岡田

メールアドレス：S1100501@section.metro.tokyo.jp

※応募書類に含まれる個人情報は、本事業の審査及び事業実施に係る事務に限り使用し、その他の目的には使用しない。